

曹魏（A. D. 220-265）の中書任官者について

A study of the Zhong shu officers of the Cao Wei dynasty (A. D. 220-265)

文学研究科人文学専攻博士前期課程修了

大 原 信 正

Nobumasa Ohara

はじめに

- I. 中書監
- II. 中書令
- III. 中書侍郎
- IV. 中書通事郎
- V. 中書通事
- VI. 中書主書令史

おわりに

はじめに

長期にわたる統一を維持してきた後漢が禅譲によって曹魏に取って代わられた、いわゆる漢魏交替は、当時の中国が大きく変化しゆく象徴であると捉えられる。曹魏時代における中書の設置も、そうした変革の過程で生み出された制度であり、漢魏交替の歴史的意義を考えるにあたっては、看過し得ない重要な出来事である。

曹魏の中書は、皇帝に寵任されたことで重要な機務に参画するようになり、それまで宰相と目されていた官職をも抑制しうる力を持つに至る。このことは、中国官僚制度史を考える際に重要な問題の一つと考えられる。しかしながら、研究上、未解決の点はなお多く残されている。本稿では、史料による任官者の検討を行ない、中国における中書の形成の問題を再考する為の一助としたい。

曹魏時代の中書の任官者については、既に万斯同¹「魏将相大臣年表」、洪飴孫²「三国職官表」において整理されている³。これらはいずれも網羅しようとした労作であるが、細部では誤りや見落としが存在する。特に万斯同の表には、典拠が示されていないため、利用するには各人による確認作業を行なう必要がある。このほか、近年の研究に黄熾霖『曹魏時期中央政務機関之研究—兼論曹操與司馬氏对政制之影響』(台北・文史哲出版社、2002年)があり、そこには中書の任官者の表を載せるが、

前後の官歴や典拠を載せる点は評価できるものの、任官者については洪飴孫のデータをそのまま利用したと思われる。事実、洪飴孫の誤りをそのまま引き継いでいる箇所も見受けられるため、本稿では参考として利用するに留めた。

本稿では、以上のような現状を踏まえ、漢魏交替以降の曹魏における中書の歴史的意義を探求する第一歩として、曹魏時代の中書任官者を示す典拠となる史料を調べ、それに対して逐一考察を行った。そしてその結果から、曹魏時代の中書にどのような傾向、性質が認められるかについて論じることを目標としている⁴。

本稿において典拠とする史料は、『三国志』『晋書』を中心として、『宋書』『隋書』『初学記』『唐六典』『通典』『太平御覧』『資治通鑑』などを随時参照した⁵。

I. 中書監

ここでは万斯同、洪飴孫の見解をまず併記し、続いてそれについての関係史料を挙げ、最後に考察を加える形を取る。検討する順序は万斯同の見解に沿うこととする。洪飴孫の挙げる任官者の順序は、万斯同とずれを生じるが、その場合もそのまま掲載した。万斯同が挙げず、洪飴孫のみ任官者として挙げる人物がいた場合、各項末尾にてまとめて考察する。なお、本章及び次章においては、本稿末尾に付した表1、表2を随時参照されたい。

1. 劉放

万斯同

黄初元（220）年任官

正始9（248）年退官

洪飴孫

黄初2（221）年

<史料>

黄初初，改祕書爲中書，以放爲監，・爲令，各加給事中，放賜・關内侯，・爲關中侯，・掌機密。（『三国志』卷14、魏志14、劉放伝、p. 457）

七年，復封子一人亭侯，各年老・位，以列侯・朔・，位特・。

（『三国志』卷14、魏志14、劉放伝、pp. 459-460）

九年春二月，衛將軍中書令孫・，癸巳，驃騎將軍中書監劉放，三月甲午，司徒衛臻，各・位，以侯就

第，位特・。（『三国志』卷4、魏志4、齊王紀、p.123）

春，二月，中書令孫・，癸巳，中書監劉放，三月，甲午，司徒衛臻各・位，以侯就第，位特・。（『資治通鑑』卷75、魏紀邵陵厲公・中、正始9年条、p.2371）

<考察>

劉放は、黄初年間の初めに中書監に任官したことが、本伝の記述によって知ることができる。しかし、それが黄初元（220）年の事か、或いは洪飴孫の言うように黄初2（221）年の事かは断定し得ない。ただ、中書の設置が魏王曹丕の皇帝即位にともなうものであるとしても、即位が黄初元（220）年11月であることを踏まえれば、必ずしも黄初元年であるとは言い切れない。退官については、本伝その他の史料から、正始9（248）年春2月癸巳に位を遜って特進となったことが分かり、退官もその時であると考えられる。結果として、任官年に若干の疑念を残すものの、基本的には万斯同の見解に従って良いと思われる。

2. 韋誕^{いたん}

万斯同

正始9（248）年任官

正元2（255）年退官

洪飴孫

孟康

杜恕伝注魏略 由令遷 又見御覽引晋陽秋 顔師古漢書敘例

<史料>

於是乃與羣臣共爲奏永寧宮曰，守・書令太尉長・侯臣孚、大將軍武陽侯臣師、……侍中中書監安陽亭侯臣誕……。

（『三国志』卷4、魏志4、齊王紀、嘉平6年秋9月庚戌条注引『魏書』、p.129）

・・敘録曰，誕字仲將，太僕端之子。有・才，善屬辭・。建安中，爲郡上計吏，特拜郎中，稍・侍中中書監，以光祿大夫・位，年七十五卒於家。

（『三国志』卷21、魏志21、劉劭伝注引『文章敘録』、p.621）

<考察>

韋誕の任退官年を明示する史料は見えず、状況の一端を知ることができるのみである。すなわち、

齊王紀の注に引く『魏書』によって嘉平6（254）年（＝正元元年）秋9月庚戌の段階で、侍中・中書令であったことがわかる。そして、劉劭伝の注に引く『文章敘録』によって上の事実を補うことができる。しかし、いずれも万斯同の見解の典拠となりえない。

3. 孟康

万斯同

正元2（255）年任官

正元2（255）年退官

洪飴孫

朱整

御覽引晋陽秋

<史料>

孟康字公休，安・廣宗人，魏散騎常侍，弘農太守，領典農校尉，勃海太守，給事中，散騎侍郎，中書令，後轉爲監，封廣陵亭侯。（『漢書』所載顏師古「漢書敘例」）

魏略曰，恕在弘農，寬和有惠愛。及・，以孟康代恕爲弘農。康字公休，安・人。黃初中，以於郭后有外屬，・受九親賜拜，・轉爲散騎侍郎。……嘉・末，從渤海太守徵入爲中書令，後轉爲監。（『三國志』卷16、魏志16、杜恕伝注引『魏略』、p. 506）

於是乃與羣臣共爲奏永寧宮曰 守・書令太尉長・侯臣孚 大將軍武陽侯臣師、……中書令臣康……。 （『三國志』卷4、魏志4、齊王紀、嘉平6年条注引『魏書』、p. 129）

<考察>

孟康の任官の状況については、杜恕伝の注に引く『魏略』の記述から知られる。それによれば、嘉平年間の末に渤海太守から徵されて入って中書令となり、後に中書監に転任したとされる。しかし、任退官年を確定できる史料は見当たらず、万斯同の見解の典拠も不明のままである。ただ、任官者の順序については、万斯同が正しく、劉放の次任者を孟康とする洪飴孫の見解は、修正されねばならない。なお、孟康の事跡については、顔師古の「漢書敘例」に述べられているが、ここには『三國志』には見られない官歴等が記されており、顔師古が『三國志』以外の史料に基づいた可能性がある。

4. 朱整

万斯同

記載なし

洪飴孫

御覽引晋陽秋

<史料>

朱整少有名行，官至中書監。魏禪晉，使整與中書令劉良共爲詔，世・踐阼，權・用之。

(『太平御覽』卷220、職官部18、中書監条所引孫盛『晋陽秋』、p.1047、6a)

太始二年，以侍中中書監朱整爲宗正・。

(『太平御覽』卷230、職官部28、宗正卿条所引劉道蒼『晋起居注』、p.1092、4b)

<考察>

洪飴孫は、朱整を韋誕よりも先に任官した人物としているが、史料に依ればそれが誤りであるとわかる。すなわち、『太平御覽』卷220に引く孫盛『晋陽秋』の記述から、魏晋禪讓の際に、詔を認めた人物の一人が朱整であることがわかる。そして、同じく『太平御覽』卷230に引く劉道蒼『晋起居注』によって魏晋禪讓（泰始元（265）年）の翌年に侍中中書監から宗正卿に遷ったことをあわせ考えれば、朱整が中書監であったのは、曹魏末期から西晋初めにかけてであると考えられるのである。ところで、ここで朱整とともに中書令であったと思われる劉良なる人物の名が見えていることには注目すべきであろう。

II. 中書令

中書令の考察は、中書監の場合と同様の方法によって行うこととする。

1. 孫資

万斯同

黄初元（220）年任官

正始9（248）年退官

嘉平元（249）年2月復拜

嘉平元（249）年10月遷

洪飴孫

黄初2（221）年

<史料>

黃初初，改祕書爲中書，以放爲監，・爲令，各加給事中，放賜・關內侯，・爲關中侯，・掌機密。（『三
國志』卷14、魏志14、劉放伝、p. 457）

七年，復封子一人亭侯，各年老・位，以列侯・朔・，位特・。曹爽誅後，復以・爲侍中，領中書令。
嘉平二年，放薨，諡曰敬侯。子正嗣。・復・位歸第，就拜驃騎將軍，轉侍中，特・如故。三年薨，諡
曰貞侯。（『三國志』卷14、魏志14、劉放伝、p. 460）

九年春二月，衛將軍中書令孫・，癸巳，驃騎將軍中書監劉放，三月甲午，司徒衛臻，各・位，以侯就
第，位特・。（『三國志』卷4、魏志4、齊王紀、正始9年条、p. 123）

二年夏五月，以征西將軍郭淮爲車騎將軍。冬十月，以特・孫・爲驃騎將軍。

（『三國志』卷4、魏志4、齊王紀、嘉平2年条、p. 124）

春，二月，中書令孫・，癸巳，中書監劉放，三月，甲午，司徒衛臻各・位，以侯就第，位特・。（『資
治通鑑』卷75、魏紀、邵陵厲公・中、正始9年条、p. 2371）

<考察>

孫資は、劉放とともに黄初年間初めに任官し、同じく正始9（248）年春2月癸巳に位を退いた。
劉放はそのまま任官しなかったが、孫資は曹爽が誅殺された後、侍中領中書令として任官し、嘉平2
（250）年10月に退任した。最初の任官年については、劉放と同様に黄初元年か黄初2年かは判然と
しない。

2. 李豊

万斯同

嘉平4（252）年任官（自尚書僕射）

正元元（255）年2月為司馬師所殺

洪飴孫

劉表

嘉平元（249）年鍾会伝注

<史料>

至嘉・四年宣王・後，中書令缺，大將軍諮問・臣，誰可補者，或指向豊。豊雖知此非顯・，而自以・

婚國家，思附至・，因伏不辭，・奏用之。（『三国志』卷9、魏志9、夏侯玄伝注引『魏略』、p. 301）

六年春二月……庚戌，中書令李豐與皇后父光祿大夫張緝等謀廢易大臣，以太常夏侯玄爲大將軍。事覺，諸・・及者皆伏誅。（『三国志』卷4、魏志4、齊王紀、嘉平6年条、p. 128）

<考察>

夏侯玄伝の注に引く『魏略』によれば、嘉平4（252）年の段階で、中書令が欠員となり、それを埋める形で李豐が指名された事がわかる。また、齊王紀嘉平6年条により、嘉平6（254）年2月に謀反が発覚し、誅殺されてしまうことがわかる。万斯同のように任官年を嘉平4（252）年と確定してよいかどうかは不明である。退任については、中書令を帯びたまま誅殺されていることから明らかとなる。洪飴孫が記す劉表なる人物は、少なくとも現行『三国志』鍾会伝注には見えず、典拠不明である。

3. 孟康

万斯同

正元元（254）年任官

正元2（255）年遷監

洪飴孫

李豐

嘉平中 夏侯尚伝

<史料>

孟康字公休，安・廣宗人，魏散騎常侍，弘農太守，領典農校尉，勃海太守，給事中，散騎侍郎，中書令，後轉爲監，封廣陵亭侯。（『漢書』所載顔師古「漢書敘例」）

魏略曰，恕在弘農，寬和有惠愛。及・，以孟康代恕爲弘農。康字公休，安・人。黃初中，以於郭后有外屬，并受九親賜拜，・轉爲散騎侍郎。……嘉・末，從渤海太守徵入爲中書令，後轉爲監。（『三国志』卷16、魏志16、杜恕伝注引『魏略』、p. 506）

於是乃與羣臣共爲奏永寧宮曰，守・書令太尉長・侯臣孚，大將軍武陽侯臣師，……中書令臣康……。 （『三国志』卷4、魏志4、齊王紀、嘉平6年条注引『魏書』、p. 129）

<考察>

杜恕伝注引『魏略』によって、嘉平年間の末に任官したことがわかる。前任の李豊が嘉平6（254）年2月まで中書令であったことを考えると、孟康はその後を受けて任官したと考えられる。それゆえに万斯同も正元元（254）年を任官年としているのであろう。しかし、中書令退官となる正元2（255）年の中書監への転任については、時期を特定できる史料が見られず、典拠不明である。この点は、次に任官する虞松に関する史料によっても明らかとならない。

4. 虞松^{ぐしやう}

万斯同

正元2（255）年任官

甘露4（259）年退官

洪飴孫

孟康

嘉平中由渤海太守遷 嘉平6（254）年注 杜恕伝注魏略 顔師古漢書敘例

<史料>

魏氏春秋曰、二月丙辰、・宴羣臣於太極東堂、與侍中荀顛、・書崔贊、袁亮、鍾毓、給事中中書令虞松等並講・禮典、・言・王優劣之差。

（『三国志』巻4、魏志4、高貴郷公紀、甘露元年条注引『魏氏春秋』、p. 134）

世語曰、司馬景王命中書令虞松作表、再呈輒不可意、命松更定。

（『三国志』巻28、魏志28、鍾会伝注引『魏晋世語』、p. 784）

<考察>

孟康の後に任官したと思われる虞松は、高貴郷公紀の注に引く『魏氏春秋』の記述から、甘露元（256）年2月丙辰の段階で中書令であったことがわかる。しかし、史料からはこれ以上のことは分からず、万斯同の見解の典拠は任退官ともに不明である。

5. 虞松

洪飴孫

鍾会伝注世語

虞松は今考察したので省略する。

6. 劉階

万斯同

記載なし

洪飴孫

隋志

<史料>

魏衛尉・應璩集十卷梁有錄一卷。又有王弼集五卷，錄一卷，中書令劉階集二卷，太常・傅嘏集二卷，錄一卷，樂安太守夏侯惠集二卷，錄一卷。亡。〔『隋書』卷35、志30、經籍4、集、p.1060〕

<考察>

これを見ると、曹魏の人物達の集が載せられており、その中に『中書令劉階集』二卷とあるのが見える。曹魏の世に中書令に任官した劉階なる人物がいたとみてよいと思われる。ただ、任官時期は不明である。

7. 甄備^{しんび}

万斯同

記載なし

洪飴孫

太平寰宇記

<史料>

魏中書令甄備墳〔『太平寰宇記』卷60、祁州、10a〕

8. 劉良

万斯同

記載なし

洪飴孫

記載なし

<史料>

朱整少有名行，官至中書監。魏禪晉，使整與中書令劉良共爲詔，世・踐阼，・・用之。

〔『太平御覽』卷220、職官部18、中書監条所引孫盛『晋陽秋』、p. 1047、6a〕

愷素有識鑒，加以在公勤恪，甚得・野稱譽。而賈充・黨・諷有司奏愷與立・令劉友・關。事下・書，愷對不伏。・書杜友、廷尉劉良並忠公士也，知愷爲充・抑，欲申理之，故遲留而未斷，以是愷及友、良皆・官。愷既失職，乃縱酒耽樂，極滋味以自奉養。（『晋書』卷45、列伝15、任愷、p.1287）

<考察>

『太平御覽』に引く『晋陽秋』の記述によって、魏晋禪讓の際に中書令であったことが知られる。

Ⅲ. 中書侍郎

洪飴孫「三国職官表」に載せる曹魏の中書侍郎は、司馬孚、刁幹、韓暨、鄧颺、張緝、王基、鍾会、夏侯和、衛瓘、王沈、虞松、王伯興、羊祜、任愷、張華、裴楷の計16人である⁶。以下において、人名の横に記した年月や史料（書籍）名は、「三国職官表」に所掲のものを参考のためにそのまま転載した。なお、末尾に付した表2の中書侍郎の項も随時参照されたい。

1. しほふ 司馬孚 延康元年 晋書

<史料>

……奉太子以・位，是爲文・。時當・侍中、常侍等官，太子左右舊人頗諷論主者，便欲就用，不調餘人。孚曰，雖有堯舜，必有稷契。今嗣君新立，當・用海内・賢，・患不得，如何欲因際會自相薦舉邪。官失其任，得者亦不足貴。・更他・。轉孚爲中書郎、給事常侍，宿省内，除黃門侍郎，加騎都尉。

（『晋書』卷37、列伝7、宗室・安平王孚、p.1082）

<考察>

史料の内容から、司馬孚の中書郎への転任が、曹丕が皇帝に即位してからまもなくのことであることを読み取れる。だが、必ずしも洪飴孫のように延康元（220）年と確定できるとは思われない。

2. ちようかん 刁幹 太和中 宋書礼志

<史料>

太尉司馬懿、・書僕射衛臻、・書薛悌、中書監劉放、中書侍郎刁幹、博士秦靜、趙怡、中侯中詔季岐以爲宜改，侍中繆襲、散騎常侍王肅、・書郎魏衡、太子舍人黃史嗣以爲不宜改。

（『宋書』卷14、志4、礼1、p.330）

<考察>

この刁幹は『三国志』、『晋書』には見えず、上の『宋書』の記事でのみ存在を確認できる。史料に

よれば、刁幹が中書侍郎であった時に司馬懿が太尉、衛臻が尚書僕射、薛悌が尚書であった。万斯同「魏将相大臣年表」によると、司馬懿が太尉であったのは青龍3（235）年正月から景初3（239）年2月までで、衛臻が尚書僕射であったのは太和4（230）年から景初2（238）年11月までである。また薛悌が、景初元（237）年に尚書令になっていることから、刁幹が中書侍郎であったのは少なくとも景初元（237）年という事になる。史料には薛悌が尚書に任官した事実は見当たらないが、太和の末年に督軍であったことが『晋書』によってわかる⁷。司馬懿の太尉在任と衛臻の尚書僕射在任の重複する時期は、青龍3（235）年から景初2（238）年の4年間である。ただ、このような検討方法には注意が要する。それは、引用した『宋書』に見える官職が必ずしも曹魏の当該時点での官職を表しているとは限らないからである。したがってここでは可能性の範囲で留めておく。

3. 韓暨 盧毓伝

<史料>

時舉中書郎，詔曰，得其人與否，在盧生耳。・舉・取有名，名如畫地作餅，不可啖也。毓對曰，名不足以致異人，而可以得常士。常士畏教・善，然後有名，非・當疾也。愚臣・不足以識異人，・主者正以循名案常爲職，但當有以驗其後。故古者敷奏以言，明試以功。今考績之法廢，而以毀譽相・，故眞僞渾雜，虛實相・。・納其言，・詔作考課法。會司徒缺，毓舉處士管寧，・不能用。更問其・，毓對曰，敦篤至行，則太中大夫韓暨，亮直清方，則司隸校尉崔林，貞固純粹，則太常常林。・乃用暨。毓於人及・舉，先舉性行，而後言才。（『三国志』魏志卷22、盧毓伝、pp. 651-652）

<考察>

『三国志』魏志24本伝には、韓暨が中書郎に任官した事跡は記載されていない。盧毓伝には「中書郎」、「韓暨」いずれもこの箇所には見えないことから、洪飴孫が韓暨を中書郎任官者と考えたのは、上に掲げた盧毓伝を典拠としたはずである。史料の内容は、まず中書郎を起用するに際しての明帝と盧毓のやりとりがあり、次には、司徒が欠員になったことに対する明帝の質問と盧毓の回答があり、その結果、最初に挙げた管寧が見送られ、その次の候補として太中大夫韓暨を司徒に起用することとなった、というものである。つまり、「會司徒缺」以前と以後とは、事柄の関連性はないのである。では何故、洪飴孫は韓暨を中書郎と考えたか。それはおそらく、次の『初学記』の記述に基づいた故であろうと推測される。すなわち、『初学記』巻11、中書侍郎10に、

按魏志。明・詔舉中書郎。謂盧毓曰。・舉・取有名。有名如畫地作餅。不可啖也。毓舉韓暨。・用之。

按ずるに魏志に、明帝詔して中書郎を挙げしめ、盧毓に謂いて曰く、「選挙するに名あるを取るなかれ。

名あるは地に畫きて餅をなすがごとし、噉うべからざるなり。」毓は韓暨を挙げ、帝はこれを用う。

とあるのがそれである。一読して明らかなように、『初学記』は魏志の記述を誤解しているのである。参考までに、韓暨伝によって韓暨の官歴を示そう。すなわち、宜城長（除）→丞相士曹属（辟為、太祖平荊州）→樂陵太守（後選）→監冶謁者（徙、在職7年）→司金都尉、班垂九卿（就加）→宜城亭侯（封、文帝踐阼）→太常（遷、黄初7年、第三品）、南郷亭侯（進封）→在官八年、以疾遜位→司徒（第一品）→薨、となる。これを見て分かるように、本伝には官歴としては太中大夫に任官した事は記されない。ただ、本伝に載せる景初2（238）年の明帝の詔にはそのことが見える⁸。では何故、第三品の太常であったはずの韓暨が第七品の太中大夫に任官しているのであろうか。それはおそらく、太中大夫が病疾と密接に関連する官職であることに起因すると思われる。今、試みに『三国志』から太中大夫の事例を検索すると13名、18例見つかり、そのうち明らかに病疾が原因で任官したとわかるものは5名、7例存在する⁹。つまり、曹魏においては病疾による太中大夫への任官は一つの常識的形態であったと考えてよい。このことから、韓暨は太常を病疾によって退いた後、太中大夫に任命されていたのではないかという推測が成り立つのである。このように考えれば、太中大夫であった韓暨が景初2（238）年に司徒に任命されることも頷けるのである。

4. 鄧颺 曹爽伝注魏略

<史料>

鄧颺字玄茂，鄧禹後也。少得士名於京師。明・時爲・書郎，除洛陽令，坐事・，拜中郎，・入・中書郎。初，颺與李・等爲浮・友，及在中書，浮・事發，被斥出，・不復用。正始初，乃出爲潁川太守，轉大將軍長・，・侍中・書。颺爲人好貨，前在內職，許臧・授以顯官，・以父妾與颺，故京師爲之語曰，以官易・鄧玄茂。每所薦・，多如此比。故何晏・舉不得人，頗由颺之不公忠，・同其罪，蓋由交友非其才。（『三国志』卷9、魏志9、曹爽伝注引『魏略』、p. 288）

<考察>

史料の内容から、明帝在位期に浮華の徒として退けられるまで、兼任として任官したことがわかる。明帝によって浮華の徒が退けられたのが、太和4（230）年春2月壬午の詔によってであるから、退任もこの時であろう¹⁰。

5. 張緝 張既伝

<史料>

緝以中書郎稍・東・太守。嘉・中，女爲皇后，徵拜光祿大夫，位特・，封妻向爲安城郷君。緝與中書令李豐同謀，誅。語在夏侯玄傳。（『三国志』卷15、魏志15、張既伝附緝伝、pp.477-478）

<考察>

嘉平年間より以前であることは分かるが、具体的な任官時期を特定することは困難である。

6. 王基 正始2 (241) 年

<史料>

正始二年，太僕陶丘一、永寧衛尉孟觀、侍中孫邕、中書侍郎王基・寧曰，臣聞龍鳳隱耀，應德而臻，明哲潛・，俟時而動。是以鸞鶯鳴岐，周・隆興，四皓爲佐，・・用康。伏見太中大夫管寧，應二儀之中和，總九德之純懿，含・素質，冰潔淵清，玄虛澹泊，與・逍遙，娛心黃老，游志六藝，升堂入室，究其闡奧，韜古今於胸懷，包・德之機要。中・之際，黃巾陸梁，・夏傾蕩，王綱弛頓。・・時・，乘桴越海，羈旅・東三十餘年。在乾之姤，匿景藏光，嘉・養浩，韜韞儒墨，潛化傍流，暢于殊俗。

(『三国志』卷11、魏志11、王烈伝、p. 359)

王基字伯輿，東・曲城人也。少孤，與叔父・居。・撫養甚篤，基亦以孝稱。年十七，郡召爲吏，非其好也，・去，入琅邪界游學。黃初中，察孝・，除郎中。是時青土初定，刺史王淩特表・基爲別駕，後召爲祕書郎，淩復・・。頃之，司徒王朗辟基，淩不・。朗書劾州曰凡家臣之良，則升于公輔，公臣之良，則入于王職，是故古者侯伯有貢士之禮。今州取宿衛之臣，留祕閣之吏，・希聞也。淩・不・。淩流稱青土，・亦由基協和之輔也。大將軍司馬宣王辟基，未至，・爲中書侍郎。

(『三国志』卷27、魏志27、王基伝、pp. 750-751)

<考察>

王基が中書侍郎となったのは、司馬懿が大將軍であった時である。司馬懿が大將軍であったのは、万斯同表によれば、明帝の太和4 (230) 年から青龍3 (235) 年正月までである。

7. 鍾会 正始中

<史料>

鍾會字士季，潁川長・人，太傅繇小子也。少敏惠夙成。中護軍・濟・論，謂，觀其眸子，足以知人。會年五歲，繇・見濟，濟甚異之，曰，非常人也。及壯，有才數技・，而博學精・名理，以夜續晝，由是獲聲譽。正始中，以爲祕書郎，・・書中書侍郎。高貴鄉公・・位，賜・關内侯。

(『三国志』卷28、魏志28、鍾会伝、p. 784)

是時大將軍曹爽專・政，日縱酒沉醉，會兄侍中毓宴・，言其事。夫人曰，樂則樂矣，然・久也。居上不驕，制・謹度，然後乃無危溢之患。今奢僭若此，非長守富貴之・。嘉・元年，車駕・高・陵，會爲中書郎，從行。(『三国志』卷28、魏志28、鍾会伝注引鍾会母伝、p. 786)

・會公・謀征討計，・議多謂可・諸將擊之，王肅及・書傅嘏、中書侍郎鍾會勸・自行。戊午，・統中軍步騎十餘・以征之。（『晋書』卷2、帝紀2、景帝、p.30）

・曰，吾學不博，・聞淺狹，懼於所論，未獲其宜，縱有可采，億則屢中，・不足貴，無乃致笑後賢，
・吾闇昧乎。於是侍郎鍾會・論・焉。（『三国志』卷4、魏志4、高貴鄉公紀、注引『魏氏春秋』p.135）

<考察>

『三国志』の本伝によれば、正始年間（240-248）末頃から正元2（255）年に司馬師が病没するまでの間に任官していたことが推測される。毋丘儉征伐に付き従った際に、中書侍郎として行ったのか、大將軍府の属官として行ったのかによって理解が分かれる。

8. 夏侯和 嘉平元年鍾会伝注

<史料>

相國宣・侯始舉兵，衆人恐懼，而夫人自若。中書令劉放、侍郎衛瓘、夏侯和等家皆怪問，夫人一子在危・之中，何能無憂。（『三国志』卷28、魏志28、鍾会伝注引鍾会母伝、p.786）

<考察>

史料の内容から、司馬懿が曹爽に対して兵を挙げた頃と推測されるので、斉王芳の在位時期（239-254）と考えられる。

9. 衛瓘 同上

<史料>

相國宣・侯始舉兵，衆人恐懼，而夫人自若。中書令劉放、侍郎衛瓘、夏侯和等家皆怪問，夫人一子在危・之中，何能無憂。（『三国志』卷28、魏志28、鍾会伝注引鍾会母伝、p.786）

衛瓘字伯玉，河東安邑人也。高・髡，・明・時，以儒學自代郡徵，至河東安邑卒，因賜・亡地而・之，子孫・家焉。父覬，魏・書。瓘年十歲喪父，至孝・人。性貞靜有名理，以明識清允稱。襲父・閭鄉侯。・冠爲魏・書郎。時魏法嚴苛，母陳氏憂之，瓘自・得徙爲・事郎，轉中書郎。時權臣專政，瓘優游其間，無・親疏，甚爲傅嘏・重，謂之甯武子。在位十年，以任職稱，累・散騎常侍。陳留王・位，拜侍中，持・慰勞河北。以定議功，增邑戶。數歲轉廷尉・。瓘明法理，每至聽訟，小大以・。

（『晋書』卷36、列伝6、衛瓘、p.1055）

<考察>

衛瓘の場合、年齢から計算する方法が有効である。彼は元康元（291）年6月に殺害された時、72歳であった。つまり、生年は黄初元（220）年頃という事になる。また、およそ20歳で尚書郎となっているから正始元（240）年頃のこととなり、次の陳留王（高貴郷公）の即位時（254年）に侍中になっている。つまり、衛瓘が通事郎、中書郎、散騎常侍と遷ったのは全て齊王芳在位期（239-254）のことに属する。そして、中書郎には10年間就いていたので、齊王芳在位中のほとんどを中書郎として過ごした事になる。

10. 王沈 嘉平初由大將軍掾遷 晋書

<史料>

王沈字處・，太原晉陽人也。・柔，・匈奴中郎將。父機，魏東郡太守。沈少孤，養於從叔司空昶，事昶如父，奉繼母寡嫂以孝義稱。好書，善屬・。大將軍曹爽辟爲掾，累・中書門下侍郎。及爽誅，以故吏・。後・爲治書侍御・，轉祕書監。正元中，・散騎常侍、侍中，典・作。與荀顛、阮籍共撰魏書，多爲時諱，未・陳壽之實錄也。（『晋書』卷39、列伝9、王沈伝、p.1143）

<考察>

大將軍であった曹爽に辟されて掾となり、後に中書侍郎に任官している。曹爽が誅殺されると故吏関係が理由で免官となっている。つまり、王沈が中書侍郎であったのは、景初3（239）年から嘉平元（249）年までの間でのことと考えられる。

11. 虞松 鍾会伝注 初学記引郭頒世語

<史料>

松字叔茂，陳留人，九江太守邊讓外孫。松・冠有才，從司馬宣王征・東，宣王命作檄，及破賊，作露布。松從・，宣王辟爲掾，時年二十四，・中書郎，・至太守。松子濬，字顯弘，晉廷尉。臣松之以爲鍾會名公之子，聲譽夙著，・冠登・，已歷顯位，景王爲相，何容不悉，而方於定虞松表然後乃・接引乎。設使先不相識，但見五字而便知可大用，雖聖人其・病諸，而況景王哉。

（『三国志』卷28、魏志28、鍾会伝注引『世語』、p.785）

郭頒魏晉世語曰，司馬景王命中書郎虞松作表，再呈不可意，令松更定之。經時，竭思不能改心存形色。中書郎鍾會，察有憂色，問松。松以實對。會取・視爲定五字，松悅服，以呈景王。景王曰，不當爾耶。松曰，鍾會也。王曰，如此可大用，眞王佐才也。

（『初学記』卷11、中書侍郎10、「鍾表、卞詩」注、p.274）

<考察>

『三国志』に引く『魏晋世語』の内容から、任官したのが司馬懿の遼東遠征より後の事であるとわかる。司馬懿の遼東遠征は、景初2（238）年春正月に詔が下り、同年秋8月丙寅に平定された。よって、虞松の任官は景初2（238）年秋8月以降である。ところで、『初学記』の注に引く『魏晋世語』にも記載があるのであるが、『三国志』に引く同書と内容に著しく相違がある。まず、『三国志』では虞松は中書令となっているが、『初学記』では中書郎である。また、『三国志』の方では鍾会の官職は不明であるのに対し、『初学記』では中書郎と明記されている。

12. 王伯興 初学記

<考察>

『三国志』『晋書』では、王伯興なる人物は見当たらない。『初学記』巻11、中書侍郎10の注に、

・司馬宣王辟王伯興。・爲中書侍郎。亦明・時。

また司馬宣王は王伯興を辟し、擢して中書侍郎とす。また明帝の時なり。

とあり、洪飴孫はこれによったのであろう。この王伯興の伯興というのは名ではなく、字ではないだろうか。そう考える理由は6番で既に検討した王基の字が伯興だからである興と興では字形が似ており、正史に王伯興なる人物が見えないことから、王基であると考えのほうが自然であろう。

13. 羊祜 正元中公車徵拜 晋書

<史料>

・・爲大將軍，辟祜，未就，公車徵拜中書侍郎，俄・給事中、黃門郎。時高貴鄉公好屬・，在位者多獻詩賦，汝南和道以忤意見斥，祜在其間，不得而親疏，有識・焉。

（『晋書』巻34、列伝4、羊祜伝、p.1014）

<考察>

司馬昭が大將軍となった正元2（255）年に任官したと思われる。

14. 任愷 同上

<史料>

任愷字元褒，樂安博昌人也。父昊，魏太常。愷少有識量，・魏明・女，累・中書侍郎、員外散騎常侍。晉國建，爲侍中，封昌國縣侯。（『晋書』巻45、列伝15、任愷伝、p.1285）

<考察>

史料から、西晋建国以前に任官した事がわかる。

15. 張華 以相国長史兼 晋書

<史料>

郡守鮮于嗣薦華爲太常博士。盧欽言之於・・，轉河南尹丞，未拜，除佐著作郎。頃之，・長・，・中書郎。・議表奏，多見施用，・・眞。晉受禪，拜黃門侍郎，封關内侯。

(『晋書』卷36、列伝6、張華伝、p.1070)

<考察>

文帝(司馬昭)の長史となった時に兼任したのであるから、正元年間(254・256)以降に任官した事は間違いない。また、西晋が曹魏より受禪した後に、中書郎から黄門侍郎に転任した事がわかる。つまり、曹魏末期に中書郎であったことがわかる。

16. 裴楷 由吏部郎遷 晋書

<史料>

楷風神高邁，容儀俊爽，博涉群書，特精理義，時人謂之，玉人，・稱，見裴叔則如・玉山，映照人也。轉中書郎，出入宮省，見者肅然改容。武・初登阼，探策以卜世數多少，而得一，・不悅。群臣失色，・有言者。楷正容儀，和其聲氣，從容・曰，臣聞天得一以清，地得一以寧，王侯得一以爲天下貞。武・大悅，群臣皆稱萬歲。俄拜散騎侍郎，累・散騎常侍、河内太守，入爲屯騎校尉、右軍將軍，轉侍中。

(『晋書』卷35、列伝5、裴秀伝、p.1048)

<考察>

西晋の武帝が即位すると、散騎侍郎に遷っていることから、魏の最末期に任官していたことは疑いないが、それ以上のことは判然としない。

さて、洪飴孫が掲げた中書郎、中書侍郎は以上であるが、それ以外に1例検出し得たので以下に掲げる。

17. 畢謐

<史料>

畢卓字茂世，新・銅陽人也。父謐，中書郎。卓少希放・，爲胡毋輔之・知。

(『晋書』卷49、列伝19、畢卓伝、p.1381)

<考察>

畢諶について、『晋書』にはこれ以外に記述はないが、『三国志』魏志武帝紀に若干の記載がある¹¹。これによれば畢諶が中書郎になったのは、曹魏のことであると考えられる。

IV. 中書通事郎

ここでは洪飴孫が中書侍郎の項の中で中書通事郎として挙げた人物について検討する。この中書通事郎の事例は『三国志』には見えず、『晋書』にのみ見られる。『晋書』に見られるのは、衛瓘、荀勗、華廙、鄒湛、楊文宗の5名であり、このうち洪飴孫が挙げているのは、衛瓘、荀勗、鄒湛、楊文宗の4名である。また、洪飴孫は華廙を後に続く中書通事の項において挙げているが、『晋書』には通事郎であることが明記されているので、本章にて考察することとする。

1. 荀勗 晋書

<史料>

・勗字公曾，潁川潁陰人，・司空爽曾孫也。・棊，射聲校尉。父肸，早亡。勗依于舅氏。岐嶷夙成，年十餘歲能屬文。從外・魏太傅鍾繇曰，此兒當及其曾。・長，・博學，・於從政。仕魏，辟大將軍曹爽掾，・中書・事郎。爽誅，門生故吏無敢往者，勗獨臨赴，衆乃從之。爲安陽令，轉驃騎從事中郎。

(『晋書』卷39、列伝9、荀勗伝、p. 1152)

<考察>

荀勗が任官していたのは、曹爽が大將軍であった頃から、曹爽が誅殺されるまでの間であるから、正始元(240)年から嘉平元(249)年までの間と考えられる。そして、先に見た王沈の事例を踏まえると、おそらく曹爽誅殺とともに退官したと考えられる。

2. 衛瓘 在位十年不云転中書郎従官改也 同上

<史料>

衛瓘字伯玉，河東安邑人也。高・髡，・明・時，以儒學自代郡徵，至河東安邑卒，因賜所亡地而・之，子孫・家焉。父覬，魏・書。瓘年十歲喪父，至孝・人。性貞靜有名理，以明識清允稱。襲父・闕鄉侯。・冠爲魏・書郎。時魏法嚴・，母陳氏憂之，瓘自・得徙爲・事郎，轉中書郎。時權臣專政，瓘優游其間，無・親疏，甚爲傅嘏・重，謂之甯武子。在位十年，以任職稱，累・散騎常侍。

(『晋書』卷36、列伝6、衛瓘伝、p. 1055)

<考察>

史料から任官年を特定する事は困難であるが、生没年から考えて、通事郎、中書郎、散騎常侍の三官の移り変わりはみな齊王在位期に属するであろうことは既に見たとおりである。

3. 鄒湛^{すうたん} 晋書

<史料>

鄒湛字潤甫，南陽新野人也。父軌，魏左將軍。湛少以才學知名，仕魏・・事郎、太學博士。泰始初，轉・書郎、廷尉・、征南從事中郎，深爲羊祜・器重。（『晋書』卷92、列伝62、文苑、鄒湛伝、p. 2380）

<考察>

曹魏時代に通事郎となったこと以外は不明である。

4. 楊文宗 晋書外戚伝

<史料>

楊・宗，武元皇后父也。其先事・，四世爲三公。・宗爲魏・事郎，襲封・亭侯。早卒，以后父，・・車騎將軍，諡曰穆。（『晋書』卷93、列伝63、外戚、楊文宗伝、pp. 2412-2413）

曹魏時代に通事郎となったこと以外は不明である。

5. 華^か・^{よく}（洪飴孫不載）

<史料>

・庾字長駿，弘敏有才義。妻父盧毓典・，難舉姻親，故庾年三十五不得調，晚爲中書・事郎。泰始初，
・冗從僕射。少爲武帝・禮，歷黃門侍郎、散騎常侍、前軍將軍、侍中、南中郎將、都督河北諸軍事。父疾篤輒・，仍・喪舊例，葬訖復任，庾固辭，迂旨。（『晋書』卷44、列伝14、華庾伝、p. 1260）

<考察>

華庾の通事郎任官年については、『太平御覧』に載せる『晋書』において言及される。

晋書曰，華庾字長俊，爲人清簡弘雅，加以名家子孫。以・父盧毓典・，至年四十五爲中書・事郎。
（『太平御覧』卷220、職官部18、中書侍郎条所引『晋書』、p.1048、7a、句読筆者）

晋書に曰く、華庾字は長俊、人となり清簡にして弘雅で、加うるに名家の子孫をもつてす。婦父の盧毓が選を典るをもつて年四十五に至りて中書通事郎となる。

ここには華廡が45歳で中書通事郎となったことが明記されている。また、任官したのが曹魏時代であること、恵帝在位期に75歳で亡くなったことが本伝より分かる。これを整理すると、曹魏時代に45歳で通事郎となり、西晋恵帝の在位期に75歳で亡くなったのである。仮に恵帝即位の年すなわち太熙元(290)年に亡くなったのだとすると、通事郎任官は曹魏の景元元(260)年ということになる。このことから、曹魏の景元元(260)年以降に任官したと推定できる。

V. 中書通事

先に見たように、洪飴孫が唯一の中書通事の事例とした華廡は中書通事郎であった。では、中書通事は誰が任官したのだろうか。そのことを示す史料を検討する。

<史料1>

・儀、太史每旦上其年曆、先立春、立夏、大暑、立秋、立・常讀五時令、皇・・服、各隨五時之色。……魏氏常行其禮。魏明・景初元年、・事白曰、前後但見讀春夏秋冬・四時令、至於・黃之時、獨闕不讀、今不解其故。(『晋書』卷19、志9、礼上、p.588)

<考察>

これによると、曹魏明帝の景初元(237)年に通事という官職が存在した事が分かる。

<史料2>

明年秋、諸州郡大水、兗土尤甚。勸陳宜立都水使者。其後門下啟・事令・伊羨、趙咸爲舍人、對掌・法。詔以問勸、勸曰、今天下幸賴陛下聖德、六合爲一、望・化隆洽、垂之將來。而門下上稱程咸、張暉、下稱此等、欲以・法爲政、皆愚臣・未・者。昔張釋之諫・文、謂獸圈畜夫不宜見用、邴吉住車、明調和陰陽之本。此二人豈不知小吏之惠、誠重惜大化也。昔魏武・使中軍司・攸典刑獄、明・時・以付内常侍。以臣・聞、明・時唯有・事劉泰等官、不・與殿中同號耳。・頃言論者皆云省官減事、而求益吏者相尋矣。多云・書郎太令・不親・書、乃委付書令・及餘、誠吏多則相倚也。增置・法之職、・恐更耗擾臺閣、臣竊謂不可。(『晋書』卷39、列伝9、荀勸伝、p.1156)

<考察>

1に続いてここでは曹魏明帝の時には通事の劉泰なる人物がいたことを記している。この劉泰については他の史料でも言及されている。

<史料3>

魏氏中書置・事一人，掌呈奏案・，魏志云，明・時有・事劉泰，是也。高貴鄉公正始中改爲・事舍人，尋・改爲・事侍郎，則・・侍郎之任也。晉書百官志云，晉初，中書舍人、・事各一人，至東晉合爲一職，謂之・事舍人，專掌呈奏。後復省之，而以侍郎・其職。晉令，中書・事舍人品第七，絳・・，武冠。（『唐六典』卷9、中書省条、p.275）

<考察>

これによると、『魏志』に「明時有通事劉泰」とあることから、明帝のときに通事劉泰がいたことを述べている。『初学記』『通典』『文献通考』なども同様の見解を示している。しかし、現行の『三国志』には単独の官職としての通事も、劉泰の名も見えない。『唐六典』のいう『魏志』が何を指すのか不明である。

結局、明帝の在位期に通事という官職があり、劉泰という人物がそれに任官していたことがわかる。

VI. 中書主書令史

主書と令史は別の官職である。なお、『唐六典』によると曹魏では主書は置かれず、主事と令史が置かれたようである¹²。曹魏における中書主書令史の事例は、管見の限り、洪飴孫の見解の如くである。令史の事例が2例見え、主書の事例は見出し得ない。

1. 紀玄龍 管輅伝注

<史料>

中書令史紀玄龍，輅鄉里人云，輅在田舍，嘗候・鄰，主人患數失火。輅卜，教使明日於南陌上伺，當有一角巾諸生，駕黑牛故車，必引留，爲設賓主，此能消之。・從輅戒。……生驚，舉刀斫，正斷要，・之則狐。自此主人不復有災。

（『三国志』卷29、魏志29、方技、管輅伝注引『輅別伝』、pp.828-829）

<考察>

紀玄龍については、既に山本隆義氏が「紀玄龍と管輅を同時代（人一筆者注）とすれば、右の記事は高貴郷公の前後の頃にあたる。」と述べている¹³。

2. 郤揖けきゆう 蜀志郤正伝

<史料>

郤正字令先，河南偃師人也。・父儉，靈・末爲益州刺・，爲盜賊・殺。會天下大亂，故正父揖因留蜀。揖爲將軍孟・營都督，隨・降魏，爲中書令・。〔『三国志』卷42、蜀志12、郤正伝、p.1034〕

<考察>

郤揖は蜀の孟達の營都督で、孟達が魏に降ったことで曹魏に仕えるようになった様である。孟達が曹魏に降ったのは延康元（220）年秋7月であるから¹⁴、それ以降に任官した事になる。

おわりに

本稿では、曹魏時代の中書の任官者について、万斯同、洪飴孫の見解を手がかりに、典拠史料の提示と若干の補正とを行った。その結果、概して、万斯同の見解は典拠の不明なものもあるが妥当なものであり、一方、洪飴孫の見解については史料と照合して確認することが必要であることがわかった。本稿で述べた具体的な検討結果を、末尾の表3、4にまとめたのでそちらも併せて参照されたい。また、曹魏時代の中書の大きな傾向、特徴としては、以下の点が指摘できる。

- ①中書に任官する者として、文才のある人物が起用された事はよく知られているが、特に曹魏においては、自ら文章を撰し、詩を作ったものが多かったようである。特に韋誕、王沈は、国史『魏書』の編纂に関わった人物でもある。また、本稿では触れなかったが、明帝の時代に著作郎や著作佐郎などの官が中書に属することになる。このことから、曹魏における中書は、国家の正統性を左右し得る史書編纂を初めとした重要な国家政策に携わっていたと見ることができよう。
- ②曹魏における中書任官者の多くは、西晋をも含めた司馬氏政権において中核的役割を果たした人物が多かったようである。具体例を示すと、中書監・令では、李豊、孟康、虞松、中書侍郎以下では、鍾会、衛瓘、王沈、羊祜、張華などが挙げられよう。特に中書侍郎には、西晋建国に尽力した人物、あるいは西晋建国後に活躍する人物が多く見られる。このことから、曹魏における中書は、例外たる李豊を除けば、司馬氏政権を積極的に支持する力となったと思われる。

以上のような傾向、特徴はあくまで大きな流れとして捉えたものである。本稿の主眼は、史料による任官者の確定という基礎的作業であった。かかる基礎研究は、任官者についてだけでなく、官職構成や城内における中書の所在地など、さまざまな角度から試みられなければならない。そして、このような着実な成果を踏まえて他官との比較や政治、社会の実際との関連の中で考えてゆくことで、中書だけでなく、曹魏という国家の本質、あるいは三省制度の形成の過程にも迫ってゆくことができるであろう。

〈註〉

1 万斯同(1638-1702)は、字を季野といい、浙江鄞県の人である。黄宗羲の下で学び、布衣の身にて『明史』編纂事業に従事した。史書編纂が分担によってなされていたのを弊害とし、独力で『明史稿』を著した。その他、表・志の重要性を指摘して、自らも『歴代史表』59巻を撰した。(梁啓超(小野和子・訳)『清代學術概論』平凡社、東洋文庫245、1974年、梁啓超『中国近三百年學術史』江蘇広陵古籍刻印社、1936年中華書局版影印、上海、1990年などを参照した。)

2 洪飴孫(1773-1816)は、字を孟慈といい、洪亮吉の子である。嘉慶の舉人であった。(前掲『清代學術概論』を参照。)

3 両表は、いずれも『二十五史補編』第2冊(開明書店、上海、1936-37年)所収の三国志関連のものを単行本とした、『三国志補編』(北京図書館出版社、北京、2005年)に依った。なお、洪飴孫の表では、各官職に任官した人物を年代順に掲げていると思われる。このことは本稿の論点と大いに関係することであるので注記しておく。

4 本稿では、中書監・令については万、洪両氏の見解に、中書侍郎以下の諸官については洪飴孫の見解にそれぞれ基づいて、それを確認するという姿勢を貫いた。ただ、洪飴孫は中書省の中に著作郎、著作佐郎、著作主書令史を入れているが、これらは曹魏を通して常に中書に属したというわけではなく、また性質も若干異なると思われるので、本稿ではこれらを検討対象から外す事とした。

5 本稿におけるページ数の表記は、正史は全て中華書局標点本を用いた。それ以外の史料については以下の通り。『初学記』(中華書局、標点、3冊本、北京、1962年)、『唐六典』(中華書局、標点、北京、1992年)、『通典』(中華書局、標点、5冊本、北京、1988年)、『資治通鑑』(中華書局、標点、20冊本、北京、1956年)、『太平御覽』(中華書局、4冊本、北京、1960年)。

6 実際には、洪飴孫は中書侍郎の項において他に4名を載せるが、彼らは中書通事郎とされている。洪飴孫は中書侍郎と中書通事郎を同じ官職だと考えたために中書侍郎の項に置いたのであろう。しかし筆者は、ある理由から中書侍郎と中書通事郎を区別して考えるべきであるとの見解を持っている。したがって本稿では、一応、中書侍郎と中書通事郎を分けて考察することとした。この区別の事に関しては、稿を改めて論ずる事を企図している。

7 「明年(太和五年一筆者注)、諸・亮寇天水、圍將軍賈嗣、魏平於・山。……時軍師杜襲、督軍・悌皆言明年麥熟、亮必爲寇、隴右無穀、宜及冬稼。・・曰、亮再出祁山、一攻陳倉、挫衄而反。縱其後出、不復攻城、當求野戰、必在隴東、不在西也。亮每以糧少爲恨、歸必積穀、以吾料之、非三稔不能動矣。於是表徙冀州農夫佃上邽、興京兆、天水、南安監治。」(『晋書』卷1、・紀1、宣・、p.7)

8 「景初二年春、詔曰、太中大夫韓暨、澡身浴德、志・高潔、年踰八十、守・彌固、可謂純篤、老而益劬者也。其以暨爲司徒。」(『三国志』卷24、魏志24、韓暨伝、p.678)

9 「張璠・紀曰、(橋一筆者注)玄歷位中外、以剛斷稱、謙儉下士、不以王・私親。光和中爲太尉、以久病策罷、拜太中大夫、卒、家貧乏産業、柩無・殯。」(魏志1、武・紀注引『漢紀』、p.3)、「正始二年、太僕陶丘一、永寧衛尉孟觀、侍中孫資、中書侍郎王基・寧曰……黃初四年、高・・皇・疇諮羣公、思求雋乂、故司徒・歆舉寧應・、公車特徵、振翼遐翥、翻然來翔。行・屯厄、・罹疾病、・拜太中大夫。」(魏志11、管寧伝、p.359)、「曄在朝、略不交接時人。或問其故、曄答曰「魏室・阹・新、智者知命、俗或未咸。僕在・爲支・、於魏備腹心、寡偶少徒、於宜未失也。」太和六年、以疾拜太中大夫。有間、爲大鴻臚、在位二年・位、復爲太中大夫、・。謚曰景侯。子・嗣。少子陶、亦高才而・行、官至平原太守。」(魏志14、劉曄伝、p.448)、「眞・、司馬宣王代之、襲復爲軍師、增邑三百、并前五百五十戶。以疾徵・、拜太中大夫。」(魏志23、杜襲伝、p.667)、「正始初、・使持・護匈奴中郎將、加振威將軍、領・州刺史。外胡聞其威名、相率來獻。州界寧肅、百姓懷之。徵爲衛尉。屢乞・位、太傅司馬宣王以爲豫克壯、書喻未聽。豫書答曰、年・七十而以居位、譬・鐘鳴漏盡而夜行不休、是罪人也。・固稱疾篤。拜太中大夫、食卿祿。」(魏志26、田豫伝、p.729)

10 四年春二月壬午、詔曰、世之質文、隨教而變。兵亂以來、經學廢絕、後生・趣、不由典謨。豈訓導未洽、將・用者不以德顯乎。其郎吏學・一經、才任牧民、博士課試、・其高第者、亟用、其浮・不務・本者、皆罷・之。」(『三国志』卷3、魏志3、明・紀、p.97)

11 初、公爲兗州、以東・畢諶爲別駕。張邈之・也、邈劫謀母弟妻子、公謝・之、曰、・老母在彼、可去。諶頓首無二心、公嘉之、爲之流涕。・出、・亡歸。及布破、諶生得、衆爲諶懼、公曰、夫人孝於其親者、豈不亦忠於君乎。吾・求也。以爲魯相。(『三国志』卷1、魏志1、武・紀、p.16)

12 「魏氏・置。・宋、齊、中書並置主事、品並第八。」(『唐六典』卷9、中書省条、主事の項、p.277)、「魏置中書令・、品第八。」(『唐六典』卷9、中書省条、令史の項、p.277)

- ¹³ 山本隆義『中国政治制度の研究—内閣制度の起原と発展—』（同朋舎出版、1968年）第3章、第1節、p.58参照。
- ¹⁴ 「孫權・使奉獻。蜀將孟・率衆降。武都氏王楊僕率種人内附，居・陽郡。」（『三国志』巻2、魏志2、文・紀、延康元年秋7月条、p.60）

〈参考文献〉

— 史料 —

- 晋・陳寿撰『三国志』65巻、297年頃成立（北京・中華書局、5冊、1982年）
- 梁・沈約撰『宋書』100巻、紀伝488年成立、志502年以降成立（北京・中華書局、8冊、1974年）
- 唐・房玄齡等撰『晋書』130巻、648年成立（北京・中華書局、10冊、1974年）
- 唐・徐堅等撰『初学記』30巻、8世紀前半成立（北京・中華書局、2冊、2004年）
- 唐・李林甫等撰『唐六典』30巻、738年成立（北京・中華書局、1冊、1982年）
- 唐・杜佑撰『通典』200巻、801年成立（北京・中華書局、5冊、1988年）
- 北宋・李昉等撰『太平御覽』1000巻、983年成立（北京・中華書局、4冊、1960年）
- 北宋・樂史撰『太平寰宇記』200巻、10世紀後半成立（台北・文海出版社、2冊、1963年）
- 北宋・司馬光撰『資治通鑑』294巻、1084年成立（北京・中華書局、20冊、1956年）
- 清・万斯同「魏将相大臣年表」、『歴史史表』原刊本（『三国志補編』北京・北京図書館出版社、1冊、2005年、pp.29-38所収）
- 清・洪飭孫「三国職官表」、広雅書局刊本（『三国志補編』北京・北京図書館出版社、1冊、2005年、pp.153-241所収）

— 日本語論著 —

- 山本隆義『中国政治制度の研究—内閣制度の起源と発展』京都・同朋舎出版、1968年
- 梁啓超（小野和子訳）『清代學術概論—中国のルネッサンス』東京・平凡社、東洋文庫245、1974年

— 中国語論著 —

- 梁啓超『中国近三百年學術史』上海・江蘇広陵古籍刻印社、1936年中華書局版影印、1990年
- 黄熾霖『曹魏時期中央政務機関之研究—兼論曹操與司馬氏对政制之影響』台北・文史哲出版社、2002年

〔附記〕

本稿は、2006年3月に創価大学に提出した修士論文の成果の一部である。本稿において言及できなかった中書の形成の問題については、稿を改めて論じる予定である。

〈附表〉

表1 万斯同「魏将相大臣年表」より中書監・令のみ抜粋して作成した表

時期 (年)	監	備考	令	備考
文帝黄初元 (220) 年	劉放	加給事中	孫資	加給事中
2 (221) 年	劉放		孫資	
3 (222) 年	劉放		孫資	
4 (223) 年	劉放		孫資	
5 (224) 年	劉放		孫資	
6 (225) 年	劉放		孫資	
7 (226) 年	劉放	加散騎常侍	孫資	加散騎常侍
明帝太和元 (227) 年	劉放		孫資	
2 (228) 年	劉放		孫資	
3 (229) 年	劉放		孫資	
4 (230) 年	劉放		孫資	
5 (231) 年	劉放		孫資	
6 (232) 年	劉放		孫資	
青龍元 (233) 年	劉放		孫資	
2 (234) 年	劉放		孫資	
3 (235) 年	劉放		孫資	
4 (236) 年	劉放		孫資	
景初元 (237) 年	劉放		孫資	
2 (238) 年	劉放		孫資	
3 (239) 年	劉放		孫資	
廢帝正始元 (240) 年	劉放	2月加光禄大夫儀同三司	孫資	2月加光禄大夫儀同三司
2 (241) 年	劉放		孫資	
3 (242) 年	劉放		孫資	
4 (243) 年	劉放		孫資	
5 (244) 年	劉放		孫資	
6 (245) 年	劉放	2月加驃騎將軍	孫資	2月加衛將軍
7 (246) 年	劉放		孫資	
8 (247) 年	劉放		孫資	
9 (248) 年	劉放 韋誕	2月解	孫資	2月解
嘉平元 (249) 年	韋誕		孫資	復拜 10月遷
2 (250) 年	韋誕			
3 (251) 年	韋誕			
4 (252) 年	韋誕		李豐	
5 (253) 年	韋誕		李豐	
正元元 (254) 年	韋誕		李豐 孟康	2月為司馬師所殺
後廢帝正元2 (255) 年	韋誕 孟康		孟康 虞松	遷監
甘露元 (256) 年			虞松	
2 (257) 年			虞松	
3 (258) 年			虞松	
4 (259) 年			虞松	
景元元 (260) 年				
永帝景元2 (261) 年				
3 (262) 年				
4 (263) 年				
咸熙元 (264) 年				
2 (265) 年				

表2 洪飴孫「三国職官表」より中書省の曹魏の一部を抜粋して作成した表

凡例 数字のみアラビア数字に改めたほかは、『三国志補編』所収のものをそのまま転載した。書籍名に『 』を付しないこととした。

官職名	任官者	任官年月、典拠等
中書監	劉放	黄初2年
	孟康	杜恕伝注魏略 由令遷 又見御覽引晋陽秋 顔師古漢書敘例
	朱整	御覽同上
	韋誕	嘉平6年紀注魏書 劉劭伝注敘録
中書令	孫資	黄初2年
	劉表	嘉平元年鍾会伝注
	李豊	嘉平中 夏侯尚伝
	孟康	嘉平中由渤海太守遷 嘉平6年注 杜恕伝注魏略 顔師古漢書敘例
	虞松	鍾会伝注世語
	劉階	隋志
	甄備	太平寰宇記
中書侍郎 (中書通事郎)	司馬孚	延康元年 晋書
	刁幹	太和中 宋書礼志
	韓暨	盧毓伝
	鄧颺	曹爽伝注魏略
	張緝	既伝
	王基	正始2年
	鍾会	正始中
	夏侯和	嘉平元年鍾会伝注
	衛瓘	同上
	王沈	嘉平初由大將軍掾遷 晋書
	虞松	鍾会伝注 初学記引郭頒世語
	王伯興	初学記
	羊祜	正元中公車徵拝 晋書
	任愷	同上
	張華	以相国長史兼 晋書
	裴楷	由吏部郎遷 晋書
	荀勗	晋書
	衛瓘	在位十年不云転中書郎従官改也 晋書
	鄒湛	晋書
	楊文宗	晋書外戚伝
中書通事	華廩	
中書主書令史	紀玄龍	管輅伝注
	郤揖	蜀志郤正伝

表3 表1を基に修正・加筆した表

凡例 () = 典拠不明 = 筆者加筆事項

時期 (年)	監	備考	令	備考
文帝黃初元 (220) 年	(劉放)	加給事中	(孫資)	加給事中
2 (221) 年	劉放		孫資	
3 (222) 年	劉放		孫資	
4 (223) 年	劉放		孫資	
5 (224) 年	劉放		孫資	
6 (225) 年	劉放		孫資	
7 (226) 年	劉放	加散騎常侍	孫資	加散騎常侍
明帝太和元 (227) 年	劉放		孫資	
2 (228) 年	劉放		孫資	
3 (229) 年	劉放		孫資	
4 (230) 年	劉放		孫資	
5 (231) 年	劉放		孫資	
6 (232) 年	劉放		孫資	
青龍元 (233) 年	劉放		孫資	
2 (234) 年	劉放		孫資	
3 (235) 年	劉放		孫資	
4 (236) 年	劉放		孫資	
景初元 (237) 年	劉放		孫資	
2 (238) 年	劉放		孫資	
3 (239) 年	劉放		孫資	
廢帝正始元 (240) 年	劉放	2月加光祿大夫儀同三司	孫資	2月加光祿大夫儀同三司
2 (241) 年	劉放		孫資	
3 (242) 年	劉放		孫資	
4 (243) 年	劉放		孫資	
5 (244) 年	劉放		孫資	
6 (245) 年	劉放	2月加驃騎將軍	孫資	2月加衛將軍
7 (246) 年	劉放		孫資	
8 (247) 年	劉放		孫資	
9 (248) 年	劉放 (韋誕)	2月解	孫資	2月解
嘉平元 (249) 年	(韋誕)		孫資	復拜 10月遷
2 (250) 年	(韋誕)			
3 (251) 年	(韋誕)			
4 (252) 年	(韋誕)		(李豐)	
5 (253) 年	(韋誕)		李豐	
後廢帝正元元 (254) 年	韋誕	秋9月在任	李豐 孟康	2月為司馬師所殺 嘉平年間未任官
正元2 (255) 年	(韋誕) (孟康)		(孟康) (虞松)	遷監
甘露元 (256) 年			虞松	2月丙辰在任
2 (257) 年			(虞松)	
3 (258) 年			(虞松)	
4 (259) 年			(虞松)	
元帝景元元 (260) 年				
景元2 (261) 年				
3 (262) 年				
4 (263) 年				
咸熙元 (264) 年	朱整?		劉良?	=劉階?
2 (265) 年	朱整		劉良	

